

【労務】カムバック支援助成金（両立支援助成金－再雇用者評価処遇コース）を案内

厚生労働省から、両立支援助成金－再雇用者評価処遇コースを、「カムバック支援助成金」として案内するリーフレットが公表されています。この助成金は、妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職を含む。）を理由とした退職者について、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主を助成するものです。支給額は、再雇用人数が1人目の場合、中小企業は38万円【48万円】、大企業は28.5万円【36万円】、2～5人目の場合、中小企業は28.5万円【36万円】、大企業は19万円【24万円】（【】内は生産性要件を満たした場合の金額）となっており、1事業主あたり5人まで支給されます。

【支給額】

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。生産性要件については厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>) をご参照ください。

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

- * 1事業主あたり5人まで支給。
- * 期間の定めのない雇用契約締結後、上記額を継続雇用6か月後、継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。（同一対象労働者について）

【支給要件】

対象となる労働者に対して以下の取組を講じた場合に支給となります。

■妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職も含む）を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入すること。

※過去に再雇用制度を設けている場合であっても、要件に沿った制度内容に改正すれば対象となりますが、改正日以降の再雇用について対象となります。

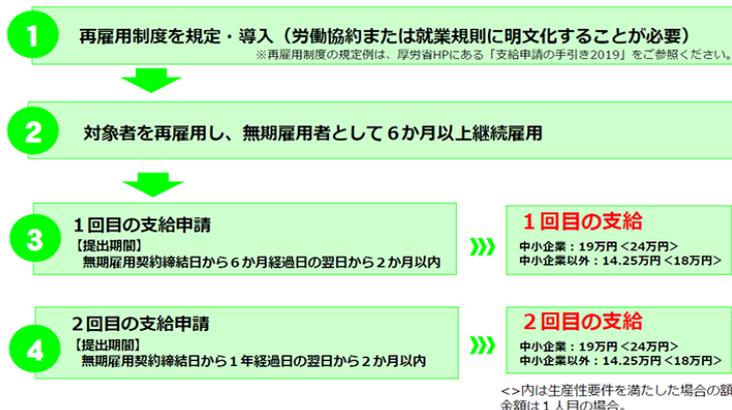
■上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用し、支給申請日においても雇用していること。

※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用契約を締結後、6ヶ月以上継続して雇用すれば対象となります。

（対象となる労働者）

- ・退職時または退職後に、退職理由と再雇用の希望を申し出ていることが書面で確認できること。
 - ・支給対象事業主または関連事業主の事業所を退職した日の前日において、当該事業主等の雇用保険被保険者として継続して雇用されていた期間が1年以上あること。
※関連事業主とは、人事、雇用管理等の状況から見て支給対象事業主と密接な関係にある事業主をいいます。
 - ・退職後、再雇用に係る採用日の前日までに、支給対象事業主または関連事業主と雇用、請負、委任の関係もしくは出向、派遣、請負、委任の関係により当該事業主等の事業所において就労していないこと。
 - ・再雇用日において、退職の日の翌日から起算して1年以上が経過していること。
- ※下記以外にも要件がありますので、詳細は厚労省 HP にある「支給申請の手引き 2019」をご参照ください。

【手続き・支給の流れ】



同省では、「ご活用ください!」として、次のリーフレットを紹介しています。

<カムバック支援助成金のご案内>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000529414.pdf>

なお、両立支援助成金の全体を案内するリーフレットなどについても、2019年7月作成のものが公表されています。

<両立支援助成金のご案内（リーフレット）>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000526013.pdf>

<両立支援助成金支給申請の手引き（パンフレット）>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000532830.pdf>

詳しい支給の要件や手続、生産性要件等、その他、ご不明点については、厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html) を参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000529414.pdf>